国・地域名

UAE

【更新】2025年7月

人口・経済発展状況等 〔参考：日本〕 ●人口：１億2,374万人 （2024年12月確定値、総務省統計局 「人口推計」2025年5月20日公表） ●実質GDP成長率：0.8% （2024年度（前年度比）、内閣府 経済社会総合研究所「国民経済計算（GDP統計）」2025年） ●1人あたり GDP(実質):3万2,498ドル （2024年、IMF WEO2025年4月）	・ 人口	**1,100 万人**	2024年推定値（IMF WEO2025年4月）
	・ 実質ＧＤＰ成長率	**3.8 %**	2024年推定値（IMF WEO2025年4月）
	・ 1人あたりのＧＤＰ(名目)	**4万8,830 ドル**	2024年推定値（IMF WEO2025年4月）
	・ 為替レート(1AED:ディルハム)	**42.01 円**	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング　為替相場2024年間平均(TTS)
	・ 日本の直接投資額	**1,451 億円**	財務省「対外・対内直接投資フロー令和6年（2024年）」
	・ 進出日系企業数	**358 社**	外務省「海外進出日系企業拠点数調査」（令和5年10月1日現在）
	・ 在留邦人	**4,775 人**	外務省「海外在留邦人数調査統計」（令和6年10月1日現在）
	・ 訪日外客数	**1万4,512 人**	日本政府観光局（JNTO）「日本の観光統計データ」2024年訪日外客数の推移
	・ 日本食レストラン数	**170 店**	農林水産省「海外における日本食レストランの国・地域別概数」（令和5年10月13日）
日本からの農林水産物輸出状況 **（2024年/農林水産物・食品の輸出実績、農林水産省）**	**19位　101億円　うち農産物79億円(77.8%)、林産物2億円(1.7%)、水産物21億円(20.5%)** **輸出額の多い品目： 清涼飲料水、牛肉、ソース混合調味料、菓子(米菓を除く)、かつお・まぐろ類**		
味覚、嗜好上の特徴	・ 全人口約1,000万人のうち約1割が自国民であるUAE人（エミラティ）であり、その他は南アジア、欧米などからの外国人である。出身国による味覚や嗜好の違いを考慮することが重要。 ・ エミラティ料理（UAEの伝統的な料理）で使われる代表的な食材は、仔羊肉、羊肉、鳥肉、コメ、ナッツ類、デーツ、ヨーグルト、魚介類、各種香辛料で、一般的に乾燥食材が多く用いられる。ハリース、サルーナといった粥やスープ料理、マチュブース、ビリヤーニといった肉や魚が入ったコメ料理が代表的である。これらの料理には各種香辛料が使われるほか、はちみつやデーツのシロップであるディプスも味付けに使われる。こうした食材や味付けに見られるように、UAE人は基本的に、濃い味、甘い味、脂っこい味を好み、生ものにはあまり積極的ではない。他方、最近では日本を旅行するUAE人が増加した影響もあり、若い世代を中心に、刺身やゆず等、日本の目新しい食材や味覚が受け入れられつつある。 ・ 消費者の健康志向が高まり、オーガニック商品やグルテンフリーなどのアレルギー対応商品が普及しているほか、抹茶の人気が急上昇している。		
制度的制約	・ UAEで輸入される食品はすべて事前に政府の食品輸入再輸出システム（IRS：Import Re-Export System）への登録が義務づけられ、税関および各首長国で検査・審査される。 ・ 【ハラールに関する対応】ハラール認証は食肉製品のみ必要。 それ以外はハラール製品であることを前提とし、前述の食品輸入再輸出システムで写真や成分表示のラベルを登録する際にハラール性が担保されることになる。 ・ 食肉：牛肉をUAEに輸出可能（但し、ハラールと畜証明書発行機関により承認され、UAEから牛肉輸出施設として登録されたと畜場および食肉処理場で加工・処理されたものに限る）。認定施設は日本全国で7カ所（2024年1月4日時点）。　鶏肉は、政府間での合意がなされていないため輸入不可。豚肉は、イスラム法で禁忌とされるもの。ノンハラールとして輸入するためには、取扱許可を取得した輸入業者が、許可を得たレストラン・小売店でのみ販売が可能。 ・ 青果物、コメ：植物検疫証明書の添付で輸出が可能（条件等は植物防疫所「各国の検疫条件」等を確認すること）。 ・ 水産物：天然・養殖の別を示すこと。養殖である場合には、動物性飼料（陸性動物など）を与えていない旨の証明書が必要（商工会議所発行のサイン証明＜衛生証明書の代替＞）。 ・ 加工食品：アルコール添加、豚製品などハラールではない食材が混入している食品は、原則輸入禁止。自然発酵によるアルコール残留濃度についても許容濃度の規定値を超えてはならない。 ・ アルコール飲料（日本酒等）：イスラム法で禁忌とされているもの。特定の輸入業者のみ、ノンハラールとして輸入することが可能。 ・ 【原発関連】2020年12月10日以降、輸出が可能なすべての日本産食品に対する原発関連の輸入規制はない（規制が残る野生鳥獣肉は、放射性物質検査報告書の有無にかかわらず、検疫などの条件により輸出不可）。		
商流・物流・商習慣	・ 食品輸入の際には、日本の公的機関発行の衛生証明書が求められているが、商工会議所のサイン証明で代替。 ・ UAEでは輸入と卸売を兼ね備えた業者が一般的に多く、二次卸（問屋）はさほど多くない。日本の商社や輸出業者がUAEの（空）港まで手配し、以降は取引先のUAEの輸入卸売業者が引き取る商流が多いが、一方で、日本の積出港以遠、輸送費を含めた物流をUAEの輸入卸先業者が手配する例も見られる。 ・ ハラール表示は義務ではないが、表示されている商品の方がより消費者にハラールであることの安心感を与え、手にとってもらえる傾向がある。		
Eコマースの概要	・ レストランの多くは、デリバリーサービスのプラットホームを利用して食事の配達を行っている。 ・ 主要な食品販売小売店は、自らのウェブサイト上にECサイトを設けて、宅配による販売を行っている。 ・ 中東および北アフリカ地域全体でEコマースが拡大しており、2023年には289億ドルの市場規模になった。UAEは人口約1,000万人にもかかわらず、サウジアラビアに次ぐ市場規模で全体の3割程度を占めている。 ・ コロナ禍以降は、富裕層を除き、消費者は節約志向となり外食を控える傾向がある。その影響でデリバリーの需要は高まっており、今後も利用者の増加が見込まれる。		
外食・小売等の状況	・ 住民の約９割が外国人であり、半分以上は出稼ぎ労働者層（インド、パキスタン、バングラデシュ等）と多種多様な人口構成である上に、観光客が多く訪れるため、様々な国の飲食店や、様々な産地の食材を扱った小売店が存在する。住民の多様性と住むエリアに基づいて、小売店や飲食店のジャンルが特徴づけられている。 ・ カルフールやスピニーズ、ウェイトローズ等の外資系大手スーパーのほか、コンビニエンスストアのような中小規模のスーパーが街中に多く存在する。日本食材については、一部加工品を中心に外資系大手スーパーで販売されているものの、消費者は、日本人や韓国人が経営する中小規模のアジア食材店で買い求めることが多い。 ・ 豚肉やアルコール飲料などのノンハラール製品やメニューについては、許可を得た小売店やホテル内レストランでの販売が可能。		
日本食普及状況等	・ ドバイを中心に日本食レストランが相次いでオープン。ドバイは年間およそ1,872万人(2024年)が来訪する国際観光都市で、サウジアラビアなどのGCC加盟国からの観光客も多く、周辺諸国への波及効果も見込める。 ・ すしは日本食で最も好まれるジャンルの一つ。基本的に「カリフォルニアロール」と言われるロールすしが多いが、最近では海苔に着目した巻きずしタイプが人気。しょうゆやわさび等のすし関連食品、巻きす等の備品類も需要があり、わさびはペースト状ではなく、フレッシュのものをお客さんの前ですりおろすというパフォーマンスも人気。全体として、日本産の水産物や加工品の需要が高まっている。 ・ 「WAGYU」という名称が広く普及している。WAGYUの多くはオーストラリア産であるが、日本産和牛はワンランク上に位置付けられており、人気がある。 ・ 抹茶の人気が急激に高まっており、ドリンクやスイーツだけではなく、ラーメンや前菜等の食事メニューにも広く使用されている。 ・ ここ数年、居酒屋風レストラン、日本式ベーカリーやスイーツ店が人気を博している。ラーメン、うどん、お好み焼き等の専門店の開業も見られる。		

Copyright © 2025　JETRO. All rights reserved. 禁無断転載